

平成二十一年
三 月 中

秋 田 県 公 報 目 録

第二千五十九号から
第二千六十七号まで

公布又は 公示番号	題 名	公報番号	日
	条 例		
一	秋田県地域活性化対策基金条例	号外一	三
二	秋田県障害者自立支援臨時対策基金 条例の一部を改正する条例	〃	〃
三	秋田県妊婦健康診査臨時対策基金条 例	〃	〃
四	地方独立行政法人秋田県立病院機構 の設立に伴う職員の引継ぎ及び関係 条例の廃止等に関する条例	〃	〃
五	秋田県消費生活相談臨時対策基金条 例	〃	〃
六	秋田県産業廃棄物対策基金条例	〃	〃
七	秋田県ふるさと雇用再生臨時対策基 金条例	〃	〃
八	秋田県緊急雇用創出臨時対策基金条 例	〃	〃
九	秋田県保育所整備等臨時対策基金条 例	〃	〃
一〇	一般職の職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例	〃	一九
一一	秋田県公債費管理特別会計条例	〃	〃
一二	秋田県標準事務関係手数料徴収条例 の一部を改正する条例	〃	〃
一三	市町村への権限移譲の推進に関する 条例の一部を改正する条例	〃	〃
一四	秋田県統計調査条例	〃	〃
一五	秋田県介護保険法関係手数料徴収条 例の一部を改正する条例	〃	〃
一六	秋田県介護保険財政安定化基金条例	〃	〃
一七	の 一 部 を 改 正 す る 条 例	号外一	一九
一八	秋田県子ども・子育て支援条例の一 部を改正する条例	〃	〃
一九	秋田県薬事法関係手数料徴収条例の一 部を改正する条例	〃	〃
二〇	地方独立行政法人秋田県立病院機構 施設整備等貸付金特別会計条例	〃	〃
二一	秋田県営自然公園施設条例の一部を 改正する条例	〃	〃
二二	秋田県道路路占有料徴収条例の一部を 改正する条例	〃	〃
二三	秋田県空港管理条例の一部を改正す る条例	〃	〃
二四	秋田県行政財産使用料徴収条例の一 部を改正する条例	〃	〃
二五	秋田県土地開発基金条例の一部を改 正する条例	〃	〃
二六	市町村立学校職員の給与等に関する 条例の一部を改正する条例	〃	〃
二七	義務教育諸学校等の教育職員の給与 等に関する特別措置に関する条例の一 部を改正する条例	〃	〃
二八	秋田県教育職員免許状授与等手数料 徴収条例の一部を改正する条例	〃	〃
二九	学校職員の定数に関する条例の一部 を改正する条例	〃	〃
三〇	秋田県ふるさと村条例の一部を改正 する条例	〃	〃
三一	秋田県警察職員定数条例の一部を改 正する条例	〃	〃
三二	秋田県公安委員会関係手数料徴収条 例	〃	〃
三三	例の一部を改正する条例	号外二	一九
	規 則		
三三	秋田県県税条例等の一部を改正する 条例	号外二	一九
五	老人福祉法の施行等に関する規則の一 部を改正する規則	二〇六三	一七
六	介護保険法に基づく指定居宅サービ ス事業者等の指定等に関する規則の一 部を改正する規則	〃	〃
七	家畜改良増殖法施行細則の一部を改 正する規則	二〇六四	一九
八	秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲 渡に関する規則の一部を改正する規 則	〃	〃
九	市町村への権限移譲の推進に関する 条例別表第七十二の三の二の備考の 規則で定める場合を定める規則	号外四	〃
一〇	秋田県心身障害者扶養共済制度条例 施行規則の一部を改正する規則	二〇六五	二四
一一	秋田県すこやか奨学金貸与事業助成 条例施行規則を廃止する規則	〃	〃
一二	食品衛生法施行細則の一部を改正す る規則	〃	〃
一三	秋田県統計調査条例施行規則	二〇六六	二七
一四	秋田県空港管理条例施行規則の一部 を改正する規則	〃	〃
一五	秋田県営住宅条例施行規則の一部を 改正する規則	〃	〃
一六	秋田県行政組織規則の一部を改正す る規則	号外一	〃
一七	秋田県立衛生看護学院学則の一部を	二〇六七	三二

<p>改正する規則</p> <p>一八 秋田県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>一九 秋田県営自然公園施設管理規則の一部を改正する規則</p> <p>二〇 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>二一 秋田県チーム設置規則の一部を改正する規則</p> <p>二二 知事の権限に属する身体障害者手帳及び療育手帳の交付に関する事務を福祉相談センター所長に委任する規則</p> <p>二三 秋田県県税条例施行規則等の一部を改正する規則</p> <p>二四 秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>二五 秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>二六 衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則</p> <p>二七 秋田県病院事業財務規則を廃止する規則</p> <p>二八 秋田県営土地改良事業等分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>二九 秋田県財務規則の一部を改正する規則</p> <p>三〇 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則</p>	<p>訓 令</p> <p>一 秋田県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令</p> <p>二 単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令</p> <p>三 秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令</p> <p>四 秋田県林産物極印取扱規程の一部を改正する訓令</p>	<p>改正する訓令</p> <p>八四 国土調査の指定</p> <p>八五 保安林予定森林の指定通知</p> <p>八六 指定施業要件変更予定通知</p> <p>八七 平成二十一年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施</p> <p>八八 農地保有合理化事業規程の変更の承認</p> <p>八九 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止</p> <p>九〇 生活保護法による医療機関の指定</p> <p>九一 生活保護法による施術者の指定</p> <p>九二 生活保護法による介護機関の指定</p> <p>九三 道路区域の変更</p> <p>九四 浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表</p> <p>九五 市街地再開発組合の理事長の氏名等の届出</p> <p>九六 地方卸売市場における卸売の業務に係る事業の譲渡し及び譲受けの認可</p> <p>九七 家畜伝染病を予防するための検査の実施</p> <p>九八 家畜伝染病を予防するための検査の実施</p> <p>九九 秋田県立男鹿水族館の利用料金の承認</p> <p>一〇〇 第三十七回採石業務管理者試験の合格者</p> <p>一〇一 争議行為の予告</p> <p>一〇二 道路区域の変更</p> <p>一〇三 〃</p> <p>一〇四 証紙売りさばきの廃止の届出</p> <p>一〇五 秋田県の高産公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更</p> <p>一〇六 都市計画の変更による送付図書の見覧</p> <p>一〇七 道路区域の変更</p> <p>一〇八 道路の供用開始</p>	<p>告示</p> <p>一〇九 建築基準法による道路位置の指定</p> <p>一一〇 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し</p> <p>一一一 第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可</p> <p>一二一 青少年に有害な図書類の指定</p> <p>一二二 青少年に有害な興行の指定</p> <p>一二三 青少年に有害な興行の指定</p> <p>一二四 漁船損害等補償法による付保義務の発生</p> <p>一二五 障害者就業・生活支援センターの指定</p> <p>一二六 技能検定実技試験出願の申請手数料</p> <p>一二七 平成二十一年度前期技能検定(一級、二級、三級及び単一等級)の実施</p> <p>一二八 平成二十一年度技能検定(随時実施)の実施</p> <p>一二九 道路の供用開始</p> <p>一三〇 道路区域の変更</p> <p>一三一 地籍調査の成果の認証</p> <p>一三二 争議行為の予告</p> <p>一三三 秋田県土地利用基本計画の一部変更</p> <p>一三四 入会林野整備計画の認可申請を適当とする旨の決定</p> <p>一三五 都市計画事業の事業計画の変更の認可</p> <p>一三六 県議会臨時会の招集</p> <p>一三七 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止</p> <p>一三八 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定</p> <p>一二九 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更</p> <p>一三〇 生活保護法による介護機関の変更</p> <p>一三一 生活保護法による指定介護機関の変更</p> <p>一三二 漁船損害等補償法による付保義務の変更</p>
---	---	---	---

二五二	同意に係る発起人となる旨の届出	二〇六六	二七
二五三	争議行為の予告	二〇六六	二七
二五四	道路区域の変更	〃	〃
二五五	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	〃	〃
二五六	土砂災害警戒区域の指定	〃	〃
二五七	マリナー施設の利用料金の承認	〃	〃
二五八	船川港金川多目的広場の利用料金の承認	〃	〃
二五九	秋田県二級建築士等名簿閲覧規程	〃	〃
二六〇	証紙売りさばきの廃止の届出	〃	〃
二六一	都市計画事業の事業計画の変更の認可	〃	〃
二六二	秋田県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	二〇六七	三二
二六三	保安林予定森林の指定通知	〃	〃
二六四	〃	〃	〃
二六五	都市計画の変更及び都市計画の図書	〃	〃
二六六	の縦覧	〃	〃
二六七	道路区域の変更及び供用開始	〃	〃
二六八	道路区域の変更	〃	〃
二六九	〃	〃	〃
二七〇	〃	〃	〃
二七一	道路区域の変更及び供用開始	〃	〃

公 告

- 〇一般競争入札の実施 二件 二〇五九 一〇三
- 〇特定非営利活動法人の定款変更の承認の申請 二〇六一 一〇
- 〇県営土地改良事業の換地処分 〃 〃 〃
- 〇土地改良区連合の役員の退任の届出 二〇六二 一三
- 〇秋田県こども総合支援エリアの(仮称)療育機関医療・療育情報システム調達についての企画提案書の提出 二〇六三 一七
- 〇特定非営利活動法人の設立の承認の申請 〃 〃 〃
- 〇土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可 〃 〃 〃
- 〇県営土地改良事業の換地処分 〃 〃 〃

〇土地改良区の定款変更の認可	二〇六四	一九
〇県営土地改良事業計画の決定	二〇六五	二四
〇土地改良区の役員の退任の届出	〃	〃
〇地方独立行政法人秋田県立病院機構財務会計システム調達に係る企画提案書の提出	二〇六六	二七
〇特定非営利活動法人の定款変更の承認の申請	〃	〃
〇県営土地改良事業計画の決定	三件	〃
〇土地改良区の定款変更の認可	〃	〃
〇特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定	二〇六七	三二
〇県営土地改良事業計画の決定	三件	〃
〇土地改良区の役員の就任の届出	〃	〃
〇土地改良区の合併の認可	〃	〃

議 会 訓 令

- 一 秋田県議会議務局行政文書管理規程の一部を改正する訓令 号外五 三一

教育委員会規則

- 二 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 二〇六二 一三
- 三 人事記録の記載事項等に関する規則の一部を改正する規則 〃 〃
- 四 秋田県立高等学校授業料減免規則の一部を改正する規則 〃 〃
- 五 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 二〇六七 三一
- 六 秋田県教育委員会統計調査規則 号外四 〃
- 七 教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則 〃 〃
- 八 教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則 〃 〃
- 九 秋田県社会教育アドバイザー規則の一部を改正する等の規則 〃 〃

教育委員会訓令

一 秋田県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令	二〇六六	二七
二 秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令	号外六	三一
教育委員会告示		
六 秋田県指定有形文化財(建造物)の指定	二〇六二	一三
七 秋田県指定有形文化財(歴史資料)の指定	〃	〃
八 秋田県指定無形民俗文化財の指定	〃	〃
一〇 教育委員会会議の開催	号外八	三一
選挙管理委員会告示		
二二 選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数及び三分の一の数	二〇六一	一〇
二三 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	〃	〃
二四 選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数及び三分の一の数	二〇六四	一九
二五 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数	〃	〃
二六 秋田県知事選挙における選挙人名簿の登録の基準日等	号外三	〃
二七 秋田県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日	〃	〃
二八 秋田県知事選挙の期日	号外一	二六
二九 秋田県知事選挙における選挙長及びその職務を代理する者の選任	〃	〃
三〇 秋田県知事選挙における選挙会の開催場所及び日時	〃	〃
三一 秋田県知事選挙における選挙公報の掲載文等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃	〃
三二 秋田県知事選挙における政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃	〃
三三 秋田県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	〃	〃

<p>人事委員会規則</p>	<p>三 秋田県知事選挙における立候補の届出</p>	<p>選挙管理委員会公告</p> <p>○秋田県選挙管理委員会分室の設置</p> <p>○秋田県選挙管理委員会分室において処理すべき事務</p>	<p>選挙管理委員会公告</p> <p>四五 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出</p>	<p>三三 直接請求における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数</p> <p>三二 直接請求における各選挙区での選挙権を有する者の総数の三分の一の数</p> <p>三一 秋田県議会議員補欠選挙の選挙事由の発生</p> <p>三〇 秋田県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の基準日等</p> <p>二九 秋田県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日</p> <p>二八 政治団体の設立の届出</p> <p>二七 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出</p> <p>二六 政治団体の解散の届出</p> <p>二五 政治団体の収支に関する報告書</p> <p>二四 公職の候補者の資金管理団体の届出</p> <p>二三 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出</p> <p>二二 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出</p>	<p>号外一 二六</p> <p>〇人事委員会規則九一九(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七四四(初任給調整手当)及び人事委員会規則七四五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七五五(調整手当)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七〇〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(給料等の支給)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一一(給料の調整額)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一三(管理職手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一三〇(寒冷手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則二二一〇(一般職の任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則</p>
<p>公安委員会規則</p>	<p>一 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>人事委員会訓令</p> <p>一 人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令</p>	<p>監査委員会公告</p> <p>四 財政的援助団体等の監査の結果に関する公表</p> <p>三 監査結果に基づき講じた措置</p> <p>二 平成二十年外部監査の結果報告書の公表について</p> <p>一 監査結果の公表</p>	<p>二〇六七 三二</p> <p>〇人事委員会規則七〇〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p>	<p>号外一 二六</p> <p>号外二 三二</p> <p>〇人事委員会規則九一九(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七四四(初任給調整手当)及び人事委員会規則七四五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七五五(調整手当)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七〇〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p>
<p>内水面漁場管理委員会告示</p>	<p>二 第五種共同漁業権に係る増殖量</p>	<p>警察本部告示</p> <p>二 秋田県警察本部長が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程</p>	<p>監査委員会告示</p> <p>一 秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程</p>	<p>二〇六七 三二</p> <p>〇人事委員会規則九一九(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七四四(初任給調整手当)及び人事委員会規則七四五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七五五(調整手当)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七〇〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p>	<p>号外一 一〇</p> <p>号外二 一八</p> <p>〇人事委員会規則九一九(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七四四(初任給調整手当)及び人事委員会規則七四五(義務教育等教員特別手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七五五(調整手当)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七〇〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p> <p>〇人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇級等の基準)及び人事委員会規則七〇八(宿日直手当)の一部を改正する規則</p>

<p>一 コイ(マゴイ及びニシキゴイ)の持ち出し、移植及び放流等に係る指示 二 ブラックバス等外来魚の再放流の禁止</p> <p>二〇六一 一三 二〇六七 三一</p>	<p>公営企業管理規程</p>	<p>二 秋田県公営企業行政文書管理及び公印取扱規程の一部を改正する規程 三 秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程 四 秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程</p> <p>二〇六四 一九 〃 〃 号外一 三一</p>	<p>正 誤</p>	<p>○平成二十年三月三十一日付け秋田県規則第二十六号の正誤 ○平成二十年十二月一日付け秋田県訓令第四号の正誤 ○平成二十一年二月十七日付け秋田県告示第六十七号の正誤 ○平成二十一年三月十日付け秋田県訓令第一号の正誤 ○平成二十一年三月十日付け秋田県告示第九十七号の正誤 ○平成二十一年三月十日付け秋田県告示第九十九号の正誤</p> <p>二〇六〇 六 〃 〃 二〇六二 一三 二〇六三 一七 〃 〃 二〇六四 一九</p>
--	------------------------	--	-------------------	--

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄